

新監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年6月30日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	宮本	裕将
同	渡辺	有子
同	加藤	大弥

監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成29年3月27日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第3 監査の対象

地域・魅力創造部、財務部、江南区役所

第4 監査の範囲

平成28年4月～平成29年2月末までの財務等に関する事務

第5 監査の実施時期

平成29年3月10日～平成29年6月30日

第6 監査の実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

第7 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。監査の主な着眼点は以下のとおり。

1 事務事業全般

事務の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

2 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

3 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

4 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

5 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

6 その他

各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

第8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

1 指摘事項

(1) 予定価格の算出を誤った入札の執行について

(江南区健康福祉課)

本件は、新潟市立両川保育園等4園の園舎清掃業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る指名競争入札において、予定価格を誤ったまま入札を執行したものである。

本件業務委託は、平成25年7月から平成28年6月までの3年間の長期継続契約後の新たな契約として、当初、履行期間を平成28年7月から平成31年6月までの3年間とし、平成28年6月15日に入札を執行する予定であったが、同契約について課内で検討した結果、委託先が業務を行うための十分な準備期間を確保するため、また一部の保育園を統合する計画の具体的な実施時期が未定であることに対応するため、履行期間を平成28年9月から平成29年6月までの10カ月間に変更し、平成28年7月11日に入札を執行することとした。

当該入札における予定価格を算出するにあたり、本件では2者から徴取した参考見積を基に算出することとしたが、平成28年度分の7カ月分の金額を予定価格とするにあたり、10カ月分の参考見積額を12カ月分と誤認し、誤って低額に算出された。そしてそのまま入札は執行され、二度にわたる入札での入札価格は本来であれば落札となるところ、いずれも予定価格を上回ることとなり、当該入札は不調となった。

その後、不調となった原因について予定価格が誤っていたことが判明したことから、平成28年8月5日にあらためて入札を執行し、落札者を決定した。同者は当初の入札においても最低入札価格で入札しており、落札価格は当初の入札価格より低額だったことから、本来の落札額と実際の落札額との差額分の不利益を生じさせたといえる。

契約事務の中でも入札における予定価格の決定は非常に重要な手続きであるが、本件では事前に課内で検討して履行期間を変更したにもかかわらず、予定価格を決定する過

程において、関係職員は誰も誤りに気付かず、チェック体制が形骸化していたことは、予定価格の重要性に対する認識が希薄であったと言わざるを得ない。

今後は、本市の入札に対する信用に関わる予定価格の重要性をあらためて認識するとともに、不適切な事務処理が生じないよう形骸化しにくい組織的なチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努められたい。

【合規性】

○新潟市契約規則

(予定価格)

第11条 市長は、入札に付する事項の予定価格を仕様書及び設計書又は評価等によって定めなければならない。

(2) チェック体制が有効に機能しないことから、申請手数料の未徴収が発生したことを受けて、有効な再発防止策を求めるもの

(江南区建設課)

東区建設課における開発行為許可申請手数料の公金着服事案を受けて、同様の業務について実地監査を行った。

本件は、「開発行為を受けない市街化調整区域内の土地における建築許可申請」(以下「建築許可申請」という。)を受理したが、土地の所有権における共有者及び抵当権者の同意書が添付されていなかったため、事務を保留とし、その後に同意書が提出されたことから、許可書を交付した。しかし、申請書の手数料欄に金額の記入があったため、申請手数料6,900円が徴収されているものと誤認したことから、未徴収のままとなったものである。

本件においては、建築許可申請の受理時に、新潟市手数料条例に基づき、速やかに手数料を徴収すべきであった。

また、許可書を交付する際に手数料徴収の有無を確認しなかったため、未徴収となったものであるが、徴収の有無を明確に確認できるような体制が整備されていなかったことが原因と考えられる。

昨年の保健所における公金着服事案に続き、東区建設課において、2年続けて公金着服事案が発生したことは極めて憂慮すべき事態である。ダブルチェック等の再発防止が強調されながら、それらが形骸化していると言わざるを得ない。

今後は、歳入徴収事務のチェック体制の重要性を十分に認識するとともに、不適切な事務処理が発生しないよう、納付書の連番管理、申請書等と収入済額との突合、担当者以外による定期的な確認など、未然防止のポイントを押さえた組織的なチェック体制を再構築し、適正な事務の執行に努められたい。

【合規性】

○新潟市手数料条例

(手数料の種類及び額)

第2条 手数料の種類及び額は、別表に掲げるとおりとする。

第3条 前条の手数料は、申請、検査等の際、納入通知書又は市長が定める方法により納入しなければならない。(一部抜粋)

2 その他(軽微な事務処理誤り等)

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等(総件数 44 件)について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

(1) 収入事務に関すること(計 5 件)

- ・督促状を発送していなかったもの
- ・全額減免に係る専決区分誤り

(2) 現金取扱事務に関すること(計 3 件)

- ・手提げ金庫を担当者 1 人で管理
- ・切手受払簿の未作成

(3) 支出事務に関すること(計 1 1 件)

- ・時間外勤務手当の支給誤り
- ・出張命令にかかる専決区分誤り

(4) 契約事務に関すること(計 7 件)

- ・参考見積書の未徴取
- ・工事請書の未作成

(5) 財産管理事務に関すること(計 1 8 件)

- ・行政財産使用許可に係る専決誤り
- ・貸付料の算定誤り
- ・土地無償貸付の自治会集会所での学習塾営業

第9 意見

農耕作業用自動車に対する軽自動車税の課税について

(財務部市税事務所市民税課)

トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、動力田植機等の農耕作業用自動車で乗用装置があり、最高時速が 35 km未満のものは小型特殊自動車（以下「農耕作業用自動車」という。）となり、市税条例により申告書の届出が必要となることから、農業用機械に対する軽自動車税の課税状況を検証することとした。経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業を行う者など対象が限られ全ての農業従業者を対象とするものではないが、農林業の実態を示す統計として農林業センサスがあることから、2015 農林業センサスにおける農耕作業用自動車の所有台数を参考に新潟県内 20 市と比較した。

農林業センサスにおける所有台数に比べ、農耕作業用自動車の軽自動車税課税台数の割合は全国平均 62.3%に対し本市は 81.8%と高く、県内 20 市と比較した場合においても上位に位置している。また、2010 農林業センサス時の本市割合である 66.6%よりも、上記割合は大幅に上昇していた。

これは、過去に本来軽自動車税として課税すべき農耕作業用自動車を償却資産として誤って課税していたことなどを踏まえ、農機具取扱事業者等への協力依頼や、税理士会との連絡協議会で指導の依頼を現在も継続して実施していること、併せて、納税通知書同封チラシなどにおいて、農耕作業用自動車は軽自動車税の申告が必要な旨注意喚起をしていることの効果が現れていると見ることもできる。

今回の定期監査において、本来軽自動車税の申告が必要な農耕作業用自動車の購入経費を補助する制度で、軽自動車税の申告の有無について確認しないまま、補助金額を確定しているケースが見受けられた。

今後は、農耕作業用自動車に限らず、本来税の申告が必要な機械器具等の購入などに対し、補助金が支出されているケースがないか検証したうえで、補助事業の所管課に働きかけるなど税部門として税の申告を促すよう努められたい。

【有効性】

○新潟市市税条例

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第 83 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から 15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第 33 号の 4 様式による申告書に、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第 33 号の 5 様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

農業用機械に対する軽自動車税の課税状況

都市名	「2015農林業センサス」での所有台数 ※1				H28軽自動車税(農耕用) ※2			B/A
	動力田植機	トラクター	コンバイン	合計 A	把握台数 B	非課税等	課税台数	
新潟市	5,794	8,744	5,773	20,311	16,611	41	16,570	81.8%
長岡市	3,846	4,885	3,934	12,665	9,753	58	9,695	77.0%
三条市	1,446	2,049	1,487	4,982	3,415	9	3,406	68.5%
柏崎市	1,203	1,336	1,194	3,733	2,950	9	2,941	79.0%
新発田市	1,723	2,398	1,687	5,808	4,608	11	4,597	79.3%
小千谷市	997	1,267	1,030	3,294	1,719	2	1,717	52.2%
加茂市	482	711	495	1,688	1,755	6	1,749	104.0%
十日町市	2,014	2,660	2,071	6,745	4,444	11	4,433	65.9%
見附市	600	769	620	1,989	1,223	0	1,223	61.5%
村上市	1,324	2,093	1,430	4,847	3,645	11	3,634	75.2%
燕市	1,119	1,441	1,068	3,628	3,347	3	3,344	92.3%
糸魚川市	815	917	791	2,523	1,888	1	1,887	74.8%
妙高市	712	913	698	2,323	1,963	1	1,962	84.5%
五泉市	1,472	1,962	1,478	4,912	4,541	10	4,531	92.4%
上越市	3,193	3,941	2,944	10,078	7,590	13	7,577	75.3%
阿賀野市	1,757	2,124	1,722	5,603	3,420	1	3,419	61.0%
佐渡市	3,463	4,097	3,385	10,945	4,824	14	4,810	44.1%
魚沼市	1,253	1,890	1,195	4,338	2,120	7	2,113	48.9%
南魚沼市	1,693	2,743	1,717	6,153	5,369	2	5,367	87.3%
胎内市	820	1,444	850	3,114	2,154	7	2,147	69.2%
合計	35,726	48,384	35,569	119,679	87,339	217	87,122	73.0%

全 国 788,163 1,394,047 631,247 2,813,457 1,752,846 7,110 1,745,736 62.3%

※1 農林業センサス「13 農業経営体 農業用機械の所有経営体数と所有台数」より
ただし乗用とは限らず、また経営耕地面積が30a以上の規模の農業を行っている者などが対象となっている
ことから、全て軽自動車税の対象となるかは不明

※2 市町村税課税状況等の調(第21表 軽自動車税に関する調)より